

別紙1 定義一覧

(第1条関係)

※50 音順検索

1. 維持管理企業

事業者から維持管理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

2. 維持管理業務

本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。

3. 維持管理・運営期間

供用開始日から令和21年3月31日（ただし、本契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

4. 維持管理・運営業務

維持管理業務及び運営業務の総称をいう。

5. 運営企業

事業者から運営業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

6. 運営業務

本施設の全部又は一部をその機能を発揮して運営することの関連業務をいい、要求水準書において運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を含め、運営業務を行うことをいう。

7. 開業準備期間

開業準備開始予定日から供用開始日までの期間をいう。

8. 開業準備業務

本施設の開業準備のための関連業務をいい、要求水準書において開業準備業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「開業準備」とは、当該業務を行うことをいう。

9. 開業準備業務計画書

開業準備業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第25条第2項に基づき事業者が市に提出する開業準備スケジュールその他計画書をいう。

10. 開業準備開始予定日

本施設の開業準備開始の予定日（開業準備業務の着手予定日）である令和5年9月1日をいう。

11. 開業準備業務報告書

開業準備業務の総括責任者及び業務責任者が作成し、第26条第2項に基づき事業者が市に提出する開業準備業務報告書をいう。

12. 開庁日

出雲市の休日を定める条例（平成17年出雲市条例第2号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

13. 完成図書

要求水準書資料10に規定される仕様及び部数の完成図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

14. 基本協定

本事業に関し、市と落札者との間で令和____年____月____日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

15. 基本設計図書

要求水準書資料8に規定される仕様及び部数の基本設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

16. 業務計画書

年度業務計画書、設計業務計画書、工事監理業務計画書、開業準備業務計画書、運営業務計画書及び維持管理業務計画書の総称をいう。

17. 業務報告書

日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書その他の報告書の総称をいう。

18. 供用開始日

本施設が実際に供用開始される日をいう。

19. 供用開始予定日

維持管理・運営業務を開始し、本施設の供用を開始する、本施設の供用開始の予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。

20. 協力企業

事業者へ出資せず、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者であって、落札者の構成員ではない者をいう。

21. 経過利息

割賦料のうちの割賦金利の計算に用いる利率（基準金利に事業者提案によるスプレッドを加算した料率）に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

22. 建設企業

事業者から建設業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

23. 建設業務

要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。

24. 工事監理企業

事業者から工事監理業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

25. 工事監理業務

本工事の工事監理のための関連業務をいい、要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。

26. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 8 項に規定する「工事監理」をする者をいう。

27. 構成員

落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

28. 個別業務

本業務のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びに附帯事業に係る業務のそれぞれ又は総称をいう。

29. サービス対価

本契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載のとおりとし、同別紙の定める構成に従い、一括支払金、割賦料、委託料ということがある。

30. サービス対価（委託料相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち維持管理・運営業務及びこれらの業務に係る統括管理業務の対価の総合計金額相当分（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

31. サービス対価（施設整備費相当分）

別紙 6（サービス対価の構成及び支払方法）に記載されるサービス対価のうち、施設整備業務及びこれらの業務に係る統括管理業務対価である一括支払金及び割賦料の総合計金額相当分（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

32. 事業期間

本契約締結日を開始日とし、理由のいかんを問わず本契約が終了した日又は令和21年3月31日のいずれか早い方の日を終了日とする期間をいう。

33. 事業者提案

落札者が入札手続において市に提出した事業者提案、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本契約締結日以前に提出した一切の書類をいう。

34. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本契約締結日から令和4年3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

35. 事業用地

要求水準書資料1に示す事業対象範囲に係る土地であって、本事業に供する別紙2（事業概要）記載の概要の土地をいう。

36. 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分に係る市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理に当たる者をいう。

37. 実施設計図書

要求水準書資料9に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。ただし、本契約により変更された場合には、当該変更後のものをいう。

38. 事業スケジュール

別紙3（事業スケジュール）記載の本事業に係る事業遂行日程をいう。

39. 施設整備期間

設計・建設期間をいい、本契約締結日の翌日を始期とし、本施設の供用開始日を終期とする期間をいう。

40. 施設整備業務

本業務のうち本施設の設計業務、工事監理業務、建設業務及び開業準備業務に関する業務を総称していう。

41. 施設整備費

サービス対価（施設整備費相当分）から割賦料のうちの割賦金利相当額を控除した金額をいう。

42. 設計・建設期間

本契約締結日の翌日から引渡予定日までの期間をいう。ただし、事業者が引渡予定日までに本施設を完工できなかった場合には、市が本施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。

43. 設計企業

事業者から設計業務を直接に受託し又は請け負う者である_____をいう。

44. 設計業務

本業務のうち本工事の設計に関する関連業務をいい、要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

45. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

46. 設計図書等

設計図書、完成図書及びその他本契約の施設整備業務に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

47. 着工日

本工事に着工する日として事業スケジュールにおいて指定された日をいう。

48. 長期修繕計画書

第 24 条第 2 項から第 4 項までに基づき事業者が市に提出し、市の確認を得た最新版の長期修繕計画書をいう。

49. 提案事業

本事業の目的の実現と施設利用者の利便性向上を目的として、相乗効果の期待できる事業として事業者が運營業務の一環として本施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、要求水準書に基づき事業者提案で「提案事業」として特定されて提案された事業をいう。

50. 提案施設

附帯事業のために事業者提案に基づき整備された施設、設備等をいう。

51. 統括管理業務

本業務のうち本事業の統括管理に関する関連業務をいい、要求水準書において統括管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務をいうものとする。なお、「統括管理」とは、当該業務を行うことをいう。

52. 統括管理業務水準書

第 19 条第 1 項に基づき統括管理責任者が市に提出する統括管理業務水準書をいう。

53. 統括管理責任者

設計・建設期間、開業準備期間並びに運営・維持管理期間に関し、第 18 条第 1 項に基づき事業者がそれぞれ設置する当該期間に係る統括管理責任者をいう。なお、

本契約の各規定の適用においては、別段の定めがない限り、当該規定の適用がある期間に係る統括管理責任者のみをいうものとする。

54. 入札説明書

令和2年10月30日付出雲市新体育館整備運営事業入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

55. 入札説明書等

入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその資料、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

56. 入札説明書等質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

57. 年度管理計画書

第21条第1項に基づき事業者が市に提出する年度管理計画書をいう。

58. 年度管理報告書

第22条第1項に基づき事業者が市に提出する年度管理報告書をいう。

59. 年度業務計画書

個別業務の統括責任者及び業務責任者が作成し、第25条第1項に基づき事業者が市に提出する年度業務計画書をいう。

60. 年度業務報告書

個別業務の統括責任者及び業務責任者が作成し、第26条第1項に基づき事業者が市に提出する日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書の総称をいう。

61. 引渡日

本施設が実際に市に引き渡された日をいう。

62. 引渡予定日

本施設を市に引き渡す、引渡予定日として事業スケジュールにおいて指定された日又は本契約に従い変更されたその他の日をいう。

63. 備品一覧

要求水準書資料7（参考）に基づき、事業者提案により提案される備品一覧をいう。

64. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、公衆衛生上の事態その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

65. 附帯事業

本施設の充実と附帯事業が相互に連携し、事業者が施設全体の振興や収益の向上を図るために本事業に附帯して本施設又は提案施設で実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、要求水準書に基づき事業者提案で「附帯事業」として特定されて提案された事業をいう。

66. 法令等

法律、政令、規則、命令、省令、条例、行政処分、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置等を総称する。なお、本契約上で表示される特定の「法令等」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれ、また、「法令変更」は、法律・政令・規則・命令・省令・条例の公布、行政処分・通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断の宣告その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。

67. 本業務

本事業において事業者が行う統括管理業務、施設整備業務、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。

68. 本工事

本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事及びその他の建設業務に基づく関連工事をいう。

69. 本事業

PFI 法に基づき、市が特定事業として選定した出雲市新体育館整備運営事業をいう。

70. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等質疑回答、基本協定書及び事業者提案の総称をいう。

71. 本契約締結日

本契約の仮契約が出雲市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

72. 本施設

本事業として、事業者が本契約に従いその設計、工事監理、建設、維持管理及び運営を行う、事業用地に設置される施設（これらに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。

73. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

74. 本条例

本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める出雲市議会により可決された条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る市の議決を含む。）の総称をいう。

75. モニタリング

要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7（モニタリングの手順及びサービス対価の減額方法）の規定に基づき、本業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

76. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、事業者提案に記載された性能又は水準が要求水準となる。

77. 要求水準書

本事業に関し令和2年10月30日に入札説明書とともに公表された要求水準書をいう。

78. 落札者

本事業の実施に関して入札手続により選定された複数の企業からなる企業グループをいい、構成員及び協力企業をいう。

79. PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

以 上

別紙2 事業概要

(第3条関係)

1. 施設概要

ア 施設概要

施設名称	出雲市新体育館
計画地	出雲市西林木町地内
敷地面積	約 31,700 m ²
延べ面積	9,000 m ² 程度 (ただし、9,500 m ² を超えてはならない)
開館時間	9時00分から22時00分までは開館するものとし、延長については事業者の提案による
開館日	通年とする (ただし、休館日を設ける場合は、事業者の提案による)

イ 施設構成

施設構成	諸室名・内容	
本施設	メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・50m×40m (2,000 m²) 程度 ・バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン10面 ・バレーボールコート及び競技範囲上は、天井高 12.5m 以上 ・観客席 1,000 席以上の固定席
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・40m×30m (1,200 m²) 程度 ・バレーボール1面、バスケットボール1面 ・バレーボールコート及び競技範囲上は、天井高 12.5m 以上
	多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・エアロビクス、ダンス、ヨガ、軽運動など多様なスポーツニーズに対応
	ランニングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろの健康増進や大会時のウォームアップ等に利用
	更衣室・ロッカー・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室等の位置を踏まえた場所に設置
	器具庫、倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナやサブアリーナ等に、バレーボールやバスケットボール、バドミントン等に使用される備品等を収納
	キッズルーム・授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の遊び場となるキッズルームと授乳室を設置
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会役員室、スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修や一般に利用できる会議等に利用
	休憩室・物販コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・物販コーナーを併設した休憩スペースを設置
	エントランスホール・ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する資料展示等情報発信機能を有するオープンなスペースを設置
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室、放送室、医務室等管理関係諸室、防災備蓄倉庫、選挙物品保管庫、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーター等を設置
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用 400 台以上、バス等の大型用 10 台以上 	

施設構成	諸室名・内容
駐輪場	・130台以上
附帯事業	・事業者の提案による

2. 事業用地概要

項目	内容
(a) 所在地	出雲市西林木町地内
(b) 敷地面積	約 31,700 m ²
(c) 用途地域	用途地域指定なし
(d) 建蔽率	70 パーセント
(e) 容積率	200 パーセント
(f) 防火指定	なし
(g) 防災計画	指定緊急避難場所（兼指定避難所）とする予定
(h) 前面道路	<ul style="list-style-type: none"> ・西側（市道鳶巣川跡線）：幅員約 6.5m、南側（市道鳶巣1号線）：幅員 5.5m、北側（鳶巣農道）：幅員 3.7m ・歩道の切り下げ等については、市道路河川維持課と協議を行い、事業者の費用負担にて工事を行うこと。
(i) 敷地形状等	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書【資料2 用地平面図】及び【資料3 水準測量図】を参照すること。 ・ただし、設計及び建設において不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。
(j) 地質条件	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書【資料4 地質調査結果】を参照すること。 ・ただし、設計及び建設において不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。
(k) 埋蔵文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構・遺物が発見された場合は、速やかに市文化財課に連絡の上、文化財保護法第96条の手続きを行うこと。
(l) 規制等	島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域
(m) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の一部（南部分）は、高圧送電線下地に該当し、市と中国電力株式会社との間で地役権設定契約を締結している。事業者は、必要に応じて中国電力株式会社と協議・調整を行うこと。 ・高圧送電線の送電電圧は 66,000V であり、送電線及び鉄塔から 4.0m の範囲内には建物を含む全ての構造物を設置してはならない。 <p>なお、詳細については、中国電力株式会社に確認すること。</p>

以上

別紙3 事業スケジュール

(第4条関係)

本契約締結日	議会の議決の日
設計業務開始	本契約締結日の翌日
設計・建設期間	本契約締結日の翌日から令和6年4月30日
着工日	令和___年___月___日
開業準備開始予定日	令和5年9月1日
開業準備期間	令和5年9月1日から令和6年4月30日
インターネット開設	令和5年11月1日
引渡予定日	令和___年___月___日
供用開始予定日	令和___年___月___日
維持管理・運営期間	令和___年___月___日から令和21年3月31日
本契約終了日	令和21年3月31日

以 上

別紙4 保険

(第32条、第54条、第66条、第77条関係)

1. 設計・建設期間中の保険

(1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 本工事に関する全ての建設資産
- ・補償額 本施設の再調達金額
- ・期間 着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とする。

(2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
- ・期間 着工日から引渡日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。

(3) 普通火災保険：工事中の施設の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償。

- ・対象 本施設
- ・補償額 出来形の再調達金額
- ・期間 着工日から引渡日まで

2. 開業準備期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険：開業準備期間中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設等内における開業準備期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
- ・期間 開業準備開始予定日から事業終了日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。

3. 維持管理・運営期間中の保険

- (1) 第三者賠償責任保険：維持管理・運営期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 本施設等内における維持管理・運営期間の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円
 - ・期間 供用開始予定日から事業終了日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (2) 普通火災保険：維持管理・運営期間の火災等により本施設に損害が生じた場合、その損害を補償。
- ・対象 本施設
 - ・補償額 再調達金額
 - ・期間 供用開始予定日から事業終了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

以 上

別紙5 保証書の様式

(第46条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、出雲市新体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が出雲市（以下「市」という。）との間で締結した令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条（保証）

保証人は、本契約第46条に基づき事業者が市に対して負う履行の追完義務その他の債務（第87条に基づく違約金、損害賠償金等及び第110条に基づく延滞利息の支払債務を含む。以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。

2 本保証書に基づく保証人の義務は、本契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人： []

代表取締役 []

別紙6 サービス対価の構成及び支払方法
(第78条、第79条関係)

入札説明書に基づく事業者提案により規定される。

別紙7 モニタリングの手順及びサービス対価の減額方法
(第80条、第81条、第93条、第94条関係)

入札説明書 別紙2「モニタリングの手順及びサービス対価の減額方法」に基づき規定される。

別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第7条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、
第95条、第96条関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に特別に影響を及ぼす法制度（税制度を除く。） の新設・変更に関する法令等の制定・改正	100%	0%
② ①以外の法制度（税制度を除く。） の新設・変更に関する法令等の制定・改正	0%	100%
③ 事業者の利益に課される税制度 の新設・変更に関する法令等の制定・改正	0%	100%
④ ②以外の税制度の新設・変更に関する 法令等の制定・改正	100%	0%

また、上記にかかわらず、提案事業又は附帯事業に関して法令等の変更により事業者
増加費用が発生した場合は、当該増加費用は全て事業者の負担とする。

以 上

別紙9 不可抗力

(第7条、第31条、第35条、第37条、第41条、第43条、第48条、第56条、第63条、第69条、第82条、第98条、第99条関係)

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計・建設期間中における累計で、サービス対価（施設整備費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（委託料相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 提案事業又は附帯事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により提案事業又は附帯事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。

以 上